

答

申

別紙第1項から第7項までの（い）欄記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

四日市市長及び四日市市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った別紙第1項から第7項までの保有個人情報不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）に基づき、別紙第1項から第7項までの（あ）欄に記載の年月日受付で行った保有個人情報開示請求に対し、実施機関が別紙第1項から第7項までの（え）欄に記載の保有個人情報不開示決定について、取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が別紙第1項から第7項までの審査請求書、反論書で主張した内容の概要は、電話、広報、人権センター又は対面でさまざまな意見を伝えてきたにも関わらず記録がないのはおかしい。また、対応した記録もないとは、公務員としての責任を果たせていない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の概要は、次のとおりである。

（1）寄せられた意見にどのように対応するか、対応しないかは地方公共団体に相当程度の裁量が認められている。審査請求人の意見に対しては、各部署の判断で対応することもある。対応しないこともある。

その上で、公文書として審査請求人の意見を記録すること、対応や非対応について記録をするかは、法令に義務づけられているもの以外は、各部署の判

断に委ねられている。

- (2) 審査請求人は日頃から市の各部署に苦情のような意見を述べており、その内容によって市も対応することもあり、その際、意見や対応について文書に記録しているものもあるが、今回審査請求があった案件については、公文書として保存しているものはない。

## 5 審査会の判断

### (1) 口頭意見陳述及び意見書の提出について

審査会の判断を示すに先立ち、本審査請求の審理の手続について言及する。

審査請求人は本審査請求の際、口頭意見陳述を希望したため、当審査会は令和7年10月20日付けの書面にて、令和7年11月4日を口頭意見陳述の期日と指定して、口頭意見陳述の機会を設けた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日に出席しなかった。そのため、当審査会は、令和7年11月17日までに口頭意見陳述で述べる内容について意見書として書面の提出を求めたが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

その後、当審査会は、改めて令和8年3月24日付けの書面にて、令和8年4月27日又は令和8年4月30日を口頭意見陳述の期日の候補日とし、審査請求人に口頭意見陳述の期日の指定を求めた。また、口頭意見陳述の期日に出席できない場合には、令和8年4月20日までに意見書の提出を求めた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日の指定をすることはなく、口頭意見陳述に代わる意見書の提出もなかった。

上記のとおり、当審査会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けたが出席せず、また、意見書の提出も求めたが、期間内に提出がなかった。そのため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第9条の意見陳述の機会を設け、また、同条例第10条の意見書の提出の機会を設けたが、いずれにも審査請求人が応じなかったため、当審査会は審査請求人がこれまでに提出した書面の主張を踏まえ、審理を行った。

### (2) 基本的な考え方

法の目的は、市民の知る権利を尊重し、個人情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、法の趣旨を尊重し、法を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(3) 保有個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関からの説明を受けたところ、審査請求人は従前より市役所の各部署に対し、審査請求人の近隣トラブルや市職員の対応、市内で審査請求人が不快に感じたことなどに対し意見をし、それに対し、市として対応が必要なことは対応し、対応が困難なものや対応が不要なものについては対応していないとのことである。その審査請求人の意見や対応等について、四日市市においては文書として記録する規定等は存在していないため、その必要性等に応じ、文書を作成するというものである。

当審査会としては、上記のような市役所の対応及び文書の作成については不当なものではないと考える。そのため、実施機関において審査請求人が求める保有個人情報を保有していないとの説明も理解でき、保有個人情報が不存在であることも合理的なものであるといえる。

よって、実施機関が行った判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

| 年 月 日                                                         | 処 理 内 容                              |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 令和6年2月20日<br>令和6年3月27日<br>令和6年3月28日<br>令和6年5月14日<br>令和6年7月22日 | ・ 諮問書受理                              |
| 令和7年6月13日                                                     | ・ 審議<br>(令和7年度第2回審査会合議体)             |
| 令和7年7月30日                                                     | ・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議(令和7年度第3回審査会合議体) |
| 令和7年9月16日                                                     | ・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議(令和7年            |

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
|            | 第４回審査会合議体)                           |
| 令和７年１０月１７日 | ・ 審議（令和７年第５回審査会合議体）                  |
| 令和７年１１月４日  | ・ 審議（令和７年第６回審査会合議体）                  |
| 令和８年２月２７日  | ・ 審議（令和７年第９回審査会合議体）                  |
| 令和８年３月１７日  | ・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和７年第１０回審査会合議体） |
| 令和８年４月３０日  | ・ 審議（令和８年度第１回審査会合議体）                 |
| 令和８年６月３日   | ・ 審議（令和８年度第２回審査会合議体）                 |
| 令和８年７月１０日  | ・ 審議（令和８年度第３回審査会合議体）                 |
| 令和８年９月２５日  | ・ 答申                                 |

(別紙)

| 項番 | (あ) 開示請求日               | (い) 諮問年月日   | (う) 請求する公文書の件名又は内容                                                                                                                                        | (え) 決定   |
|----|-------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1  | 令和5年7月12日付け<br>整理番号第23号 | 令和6年3月28日付け | 保有個人情報開示決定通知書(令和5年6月19日付け人事第35号、整理番号第13号)により開示された記録に記載されている意見に対し、〇〇〇〇がどのように対応したかが分かる記録                                                                    | 不開示(不存在) |
| 2  | 令和5年7月12日付け<br>整理番号第25号 | 令和6年7月22日付け | 保有個人情報開示決定通知書(令和5年6月12日付け教総第31号-2、整理番号第14号)により開示された記録に記載されている意見に対し、〇〇〇がどのように対応したかが分かる記録                                                                   | 不開示(不存在) |
| 3  | 令和5年8月10日付け<br>整理番号第30号 | 令和6年5月14日付け | 保有個人情報開示決定通知書(令和5年7月21日付け教総第62号-2、整理番号第24号)により開示された記録に記載されている意見に対し、〇〇〇〇〇〇〇がどのように対応したかが分かる記録(この、私(〇〇)からの意見を精査、確認をし、接遇も含め〇〇〇〇〇〇〇に対して指導、注意など対応したことが分かる記録を含む) | 不開示(不存在) |
| 4  | 令和5年8月10日付け<br>整理番号第31号 | 令和6年3月27日付け | 保有個人情報開示決定通知書(令和5年8月7日付け人セ第20号、整理番号第26号)により開示された記録に記載されている意見に対し、〇〇〇〇がどのように対応したかが分かる記録                                                                     | 不開示(不存在) |
| 5  | 令和5年8月10日付け<br>整理番号第32号 | 令和6年3月27日付け | 保有個人情報開示決定通知書(令和5年8月7日付け人セ第20号、整理番号第26号)により開示された記録に記載されている意見に対し、〇〇〇〇がどのように対応したかが分かる記録                                                                     | 不開示(不存在) |
| 6  | 令和5年1月9日付け<br>整理番号第73号  | 令和6年2月20日付け | これまで私(〇〇)は、福祉総務課(健康福祉課)に対し、度々意見を伝えており、令和3年度に、〇〇〇〇〇〇〇に対して当時の〇〇〇〇〇〇〇〇が広報マーケティング課の課長補佐であった時の不                                                                | 不開示(不存在) |

(別紙)

|   |                        |             |                                                                                                                                                                                                                                           |          |
|---|------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|   |                        |             | <p>適切な対応について、上司である〇〇〇〇、〇〇〇〇から注意、指導をしてほしいと伝えている。これについて、〇〇〇〇〇〇からは「直属の上司である〇〇〇〇に伝えた」と聞いている。</p> <p>これらの私（〇〇）の伝えた意見について、福祉総務課（健康福祉課）や〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇らが適切に対応したことが分かる記録</p>                                                                  |          |
| 7 | 令和5年1月9日付け<br>整理番号第74号 | 令和6年2月20日付け | <p>私（〇〇）が令和4年度、令和5年度に、電話や対面で市民生活課に対して自治会や民生委員に関する意見を伝えた。</p> <p>（R4：〇〇〇〇〇〇、R5：〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）</p> <p>そのことについて、〇〇〇と〇〇〇〇〇がその報告を受け、私に対して説明責任を果たしたことが分かる記録。</p> <p>また、私が伝えた意見の中には民生委員が法令等に違反した内容が含まれていたが、その内容を知った各職員が通報義務を怠ったことが分かる記録</p> | 不開示（不存在） |